

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

市長や議員などの特別職職員の報酬等は、市内の公共的団体の代表者等により構成される「特別職の職員の報酬等審議会」の答申に基づき、市議会での審議を経て条例により決定されます。

市長は10%、副市長は7%、企業管理者・教育長は5%、議長は10万円、副議長は7万円、議員は3万円の給料月額額の減額を行っています。

区分		給料月額等		
給料	市長	1,179,000円（1,310,000円）	（参考）政令市における最高／最低額 1,599,000円／500,000円 1,285,000円／841,500円	
	副市長	948,600円（1,020,000円）		
	企業管理者	788,500円（830,000円）		
	教育長	788,500円（830,000円）		
報酬	議長	920,000円（1,020,000円）	1,179,000円／779,000円	
	副議長	840,000円（910,000円）	1,061,000円／703,000円	
	議員	810,000円（840,000円）	953,000円／648,000円	
期末手当	市長 副市長 企業管理者 教育長	（2年度支給割合） 6月期 1.70月分 12月期 1.65月分 計 3.35月分		
	議長 副議長 議員	（2年度支給割合） 6月期 1.70月分 12月期 1.65月分 計 3.35月分		
退職手当	市長	（算定方式） 給料月額×在職月数×0.54	（1期の手当額） 33,955,200円	（支給時期） 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×0.37	18,115,200円	
	企業管理者	給料月額×在職月数×0.28	11,155,200円	
	教育長	給料月額×在職月数×0.28	8,366,400円	
地域手当	市長	（支給率） 3%		
	副市長	3%		
	企業管理者	6%		
	教育長	6%		

（注）1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額（減額措置前の金額）及び支給率に基づき、1期（4年＝48月 ※教育長にあつては3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。